

道 空 衛 協 長	事 務 局	
	会 長 29.7.25 池田	事務局長 29.7.14 林

HP 発 (道) (札) 会員へ周知(7/28済)

平成 29 年 7 月 10 日



事業者団体各位

厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課長  
北海道経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室長

夏季における年次有給休暇の取得促進及び「北海道における働き方改革  
・雇用環境改善に向けた共同宣言」への賛同について（協力依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を推進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められているところです。

このため、厚生労働省北海道労働局及び北海道では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的気運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施しているところです。

つきましては、今般、同封のリーフレットを作成しましたので、会員企業への周知、広報誌への掲載（別紙の記載例参照）、貴団体ホームページへの掲載等に御配慮いただきたくお願い申し上げます。

なお、リーフレットの追加配付を希望される場合は、下記担当あてに御一報くださいますようお願い申し上げます。

また、平成 27 年 12 月から、長時間労働の抑制など、「働き方改革」による仕事と生活の調和等に向けた気運の醸成を図るため、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」への賛同を呼びかけております。

これまで、多くの道内の地方公共団体・各種団体の皆様からの賛同をいただいているところでありますが、共同宣言に掲げた取組を推進するために、より多くの団体からの賛同をいただきたいと考えておりますので、まだ御賛同いただいていない団体の皆様におかれましては、本宣言の趣旨に御賛同いただきますよう併せてお願い申し上げます。

御賛同いただける場合には、大変お手数をおかけしますが、別紙（『共同宣言』に御賛同願います。）裏面に必要事項を記載いただき、北海道労働局に FAX（011-709-8786）していただきますよう、お願い申し上げます（※）。

（※）既に御賛同いただき、北海道労働局ホームページに掲載させていただいている場合は FAX 不要です。

【リーフレット掲載】北海道労働局ホーム>ニュース&トピックス>トピックス>2017 年度>夏季における年次有給休暇の取得促進について

(URL)[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukiyun/jikan/dl/yukyu\\_poster13-00.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiyun/jikan/dl/yukyu_poster13-00.pdf)

【問い合わせ】 担 当 厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

住 所 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 札幌第 1 合同庁舎 9 階

電 話 011-709-2311（内線 3577） F A X 011-709-8786

仕事は計画を立てて行うもの。それでは休暇は？

やす  
「仕事休もっ化計画」

まずは、夏季休暇からはじめよう！

土日・夏季休暇と年次有給休暇を組み合わせて連続休暇に！

今年、週休2日制の会社で、8月13日(日)～15日(火)を夏季休暇とした場合、「山の日」(祝日)により5連休となります。ここに年次有給休暇をプラスワンすると6連休となります。

暑い夏、「仕事休もっ化計画」を実践しましょう。

## 『共同宣言』に御賛同願います

平成 27 年 12 月 24 日、若者や非正規雇用労働者をはじめとする労働環境や処遇の改善等に向け、働き方改革による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性の活躍推進を始めとする雇用環境改善に対する取組の気運の醸成を図るため、「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」（座長 北海道労働局長）を開催し、本会議において、北海道内の労使団体の代表者、北海道知事、札幌市長及び国の機関の長が、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」を採択しました。

道内の地方公共団体・各種団体の皆様も、本共同宣言に御賛同いただき、共同宣言に盛り込まれた取組を進め、北海道がより魅力的で元気になることを目指しましょう。

御賛同いただいた団体は、北海道労働局ホームページに掲載しております。

## 【北海道労働局ホームページ】

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 働き方改革の推進 > 働き方改革の推進 > 共同宣言賛同団体一覧 (URL)

[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/\\_120235/\\_120025/\\_120279.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/_120235/_120025/_120279.html)

## 『北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言』

～全ての人が健康で安心して活躍できる社会に～

北海道の人口は、平成 9 年の約 570 万人をピークに、全国より約 10 年早く人口減少局面に入り、平成 23 年の人口はピーク時よりも約 19 万人少ない 550.6 万人となり、今後も人口減少が進行することが見込まれています。

また、北海道の就業者数については、今後、経済成長と労働参加が適切に追まなかった場合、平成 42 年には 208.5 万人と、平成 26 年から 50.6 万人減少することが見込まれています。

こうした中、北海道の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、雇用の好循環を更に進めていくため、企業における人材の確保・定着が求められています。

北海道の労働時間は、年間総実労働時間（平成 26 年）が 2,060 時間で全国平均の 2,021 時間を上回り、年次有給休暇の取得率（平成 26 年）が 43.5%と全国平均の 47.6%を下回るなど全国より長時間労働の傾向が見られます。

また、雇用者数に占める非正規雇用労働者の割合（平成 26 年）は 39.8%と全国平均の 37.4%より高く、正社員の有効求人倍率（平成 26 年度）は 0.52 倍と全国の 0.68 倍より低く低くあり、女性の就業率（25 歳から 44 歳、平成 26 年）は 68.7%と全国平均の 70.8%より低くなっています。

さらに、家族の介護・看護を理由とした北海道の離職・転職者は、平成 19 年 10 月～平成 24 年 9 月の 5 年間で、2.1 万人に及んでおり、深刻な問題となっています。

そこで、これらを改善するためには、北海道の各地域、農林水産業を含む全ての産業において、「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍推進」、「魅力ある雇用機会の創出」などに取り組むことが重要です。

こうした取組により、雇用の質の向上が図られ、全ての人が、育児や介護をはじめとしたライフステージの各場面で、健康で安心していきいきと働くことができるようになります。さらに、女性の活躍する社会、若者や高齢者等が能力を発揮できる社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及びディーセント・ワークの実現にも繋がります。また、人材の確保・育成、生産性の向上による地域産業の発展などの効果も期待できます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、道内の気運醸成を図るために次の取組を促進してまいります。

また、この共同宣言に賛同いただける地方自治体や各種団体等との様々な連携に努めながら、北海道で働く人々が意欲をもって、その能力を十分発揮し、安心して活躍できる職場の整備に向けて、これらの取組を進め、北海道がより魅力的で元気になることを目指します。

## (1) 働き方改革

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進するとともに、個々の労働者の生活スタイルに対応できる多様な働き方などの「働き方改革」を推進します。

## (2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

非正規雇用労働者については、正社員への転換の拡大、意欲・能力に応じた賃金決定、教育訓練や、福利厚生面での改善を進めます。

## (3) 女性の活躍推進

女性が個性と能力を発揮して活躍できるよう、職場の拡大を進めるとともに、仕事と家庭の両立や、子育て支援・再就職支援等によるキャリアの継続が可能な環境整備を進めます。

## (4) 魅力ある雇用機会の創出

魅力ある雇用の場づくりや、産業振興と雇用対策の一体的な取組などにより、良質で安定的な雇用機会の創出を推進します。

平成 27 年 12 月 24 日

北海道経済連合会 会長 大内 全  
 一般社団法人北海道商工会連合会 会頭 高向 謙  
 北海道中小企業団体中央会 会長 尾池 一仁  
 北海道商工会連合会 会長 荒尾 孝司  
 日本労働組合総連合会北海道連合会 会長 出村 良平  
 北海道知事 高橋はるみ  
 札幌市長 秋元 克広  
 北海道経済産業局長 秋庭 英人  
 北海道労働局長 田中 敏幸

## 《共同宣言に新たに御賛同いただいた団体の皆様へ》

裏面に必要事項を記載いただき、北海道労働局に FAX (011-709-8786) 願います。

御賛同いただいた団体は、北海道労働局ホームページに「団体名」（希望される場合は団体のホームページ等にリンク貼りいたします。）を掲載いたします。

(お問い合わせ先)

北海道労働局雇用環境・均等部企画課

〒060-8566 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第 1 合同庁舎 9 階

TEL 011-709-2311 (内 3575)

FAX 011-709-8786

(裏面)

北海道労働局 宛  
(雇用環境・均等部企画課経由)

「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」  
の賛同に係る北海道労働局ホームページへの掲載について

今般、「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」に賛同することと  
いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 北海道労働局ホーム ページへの掲載	団体名のみ掲載する  団体名を掲載し、下記2のホームページへの リンク貼りを希望する (→下記2へ)  ※いずれかに○印を記入願います。
2 北海道労働局ホーム ページからのリンク 先URL	(例) <a href="http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/">http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/</a>

団体名 〔 地方自治体にあつて は「市町村名」 〕	(御担当者職氏名 : )
所在地	〒 —
連絡先電話番号	
連絡先FAX番号	
連絡先E-mail	

※本紙をFAX(番号:011-709-8786)いただくようお願いします。

平成 29 年 7 月 10 日

関係団体各位

厚生労働省北海道労働局  
雇用環境・均等部長



「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」  
に関する要請書の送付について

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省北海道労働局では、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」については、本年 3 月 28 日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、政府全体として非常に重要な課題です。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しているところであり、本年も、道内の各企業において、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただきたく、別添の要請書により要請いたしますので、本取組の趣旨を御理解いただき、下記事項と合わせ、貴団体自体における取組及び傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

1 「ゆう活」に取り組む上でのポイント

一昨年、厚生労働省が実施した「ゆう活」に関するアンケート結果から、「ゆう活」に取り組む上で、次のポイントがあると考えられます。

- (1) ゆう活は単なる始業時間の前倒しであるという誤解が一部にみられたが、本来の目的は長時間労働の抑制やワーク・ライフ・バランスの実現であるということ。
- (2) ただ始業時間の前倒しを実施すれば良いというわけではなく、業務や

会議の効率化、早帰り等を労働者に徹底させなければ、本来の目的を達成しえないということ。

- (3) 労働時間が減少したと回答した企業で共通に見られた、「夜間の時間外労働の禁止」や「一定時刻以降の会議禁止」など企業側の強力な主導による業務効率化が重要であること。
- (4) ゆう活の目的をフレックスタイム制の活用で達成しようとしている企業が多くあったことを踏まえ、フレックスタイム制等の柔軟な働き方のための制度の活用が有用であること。

## 2 「ゆう活」に関する情報

次のホームページで、「ゆう活」に関する情報を提供しています。

○厚生労働省：「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）の専用ページ  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/summer/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/summer/)

○厚生労働省：「民間企業における「ゆう活」の取組状況」  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/summer/dl/inquiry.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/summer/dl/inquiry.pdf)

○政府広報オンライン：「ゆう活特集ウェブサイト」  
<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/u-katsu/index.html>

【問い合わせ】 担 当 厚生労働省北海道労働局

雇用環境・均等部指導課

住 所 札幌市北区北8条西2丁目1番1

札幌第1合同庁舎 9階

電 話 011-709-2311（内線 3577）

平成29年7月10日

関係団体各位

「働き方改革」及び「夏の生活スタイル変革（ゆう活）」  
に関する要請書

厚生労働省北海道労働局では、労働力人口が減少していく中、女性や高齢者が働きやすく、また、意欲と能力のある者が活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を上げて成長を持続させるため、長時間労働の削減などの「働き方改革」を推進しております。「働き方改革」は、本年3月28日に政府としてまとめた「働き方改革実行計画」においても「日本経済再生に向けて、最大のチャレンジ」と位置づけられるなど、非常に重要な課題です。

「働き方改革」の実現のためには、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本人の働くということに対する考え方そのものを転換し、これまでの働き方を大きく見直すことが必要です。各々の企業においては、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を改めたり、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するなど、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。

こうした「働き方改革」の一環として、政府として一昨年からは、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方以降を家族と過ごす時間などに充てられるよう、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などの推進により夏の生活スタイルを変革する国民運動を「ゆう活」として展開しています。

国家公務員については、より一層の業務の効率化を図り、朝型勤務やフレックスタイム制等を活用するなど、本年度も働き方を含めた生活スタイルの変革に向けた取組を率先することとしています。

つきましては、本年も、道内の各企業においても、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を行っていただくことを期待しております。

本年の取組におきましては、「ゆう活」は単なる始業時間の前倒しではなく、本来の趣旨は仕事と生活の調和の実現であり、業務の効率化に併せて取り組むことが重要であることなどのポイントや、これまで各企業において積み重ねてきていただいた取組事例を周知しながら、広く「ゆう活」が浸透するよう展開してまいります。

これまでも貴団体からは、傘下団体・企業等への「働き方改革」や「ゆう活」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、貴団体自体における取組及び傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

厚生労働省北海道労働局長 引地 睦夫